

## 第1回NPO法改正に伴う税優遇のあり方検討委員会 議事録

- 日 時：平成23年11月22日 10:00～
- 場 所：道庁別館9階 第2研修室
- 出席者：

区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
検 討 委 員	(社) 中小企業診断協会	北海道支部長	笹 山 喜 市	委員長
	(社) 北海道中小企業診断士会	理 事 長		
	札幌大学法学部	准 教 授	武 岡 明 子	副委員長
	(社) 北海道総合研究調査会	専 務 理 事	五十嵐 智嘉子	
	NPO法人北海道NPOサポートセンター	事 務 局 長	小 林 董 信	
	NPO法人霧多布ナショナルトラスト	理 事 長	三 膳 時 子	
道 側	北海道経済連合会	事 務 局 長	浜 田 剛 一	
	総務部財政局税務課	主 査	山 崎 晃 裕	
	環境生活部くらし安全局	担 当 局 長	伊 藤 敏 彦	
	〃 道民活動文化振興課	課 長	佐 藤 哲 夫	
	〃 〃	主 幹	帰 来 芳 樹	
	〃 〃	主 査	今 泉 純	
	〃 〃	主 査	高 石 浩 子	

### ○ 議 事

#### 1. 開 会

#### 2. 委員紹介（自己紹介）

#### 3. 議 事

##### (1) 委員長、副委員長の選出について

- ・ 委員長→笹山委員を互選により選出、副委員長→武岡委員を委員長指名により選出
- ・

##### (2) 北海道におけるNPO法人の状況について（高石）

◆資料2～資料4により説明◆

##### (3) 政府税制改革のポイントについて（帰来）

◆資料5により説明◆

- ・ 阪神淡路大震災を契機に平成10年度に特定非営利活動促進法が成立。
- ・ 制度制定後13年ほど経過し、NPO法人数は増えたが、多くのNPO法人は資金不足による活動基盤が脆弱であり、寄附金収入が極めて少ない状況。
- ・ 平成13年にNPO法人への寄附を促す税制上の仕組みとして、国税庁長官が認定する認定NPO法人制度を導入。
- ・ 認定要件が厳しい等を踏まえ数次にわたる制度改正が実施されたが、認定NPO法人数は伸び悩み、抜本的に改革が求められていたところ。
- ・ 全国の認証NPO法人数は42,387法人(H23.3現在)、認定NPO法人数は208法人(H23.5現在)、北海道では認証NPO法人数1,709法人、認定NPO法人数は7法人(H23.10月末現在)。
- ・ 政府は昨年12月に出された市民公益税制PTの提言を受け平成23年に税制改正大綱を閣議決定。
- ・ それを受け、本年6月に税制改正法案成立。主な改正のポイントは次のとおり。

##### ①新認定制度の創設

- ・国から都道府県等への認定事務の移行（国税庁→都道府県、指定都市へ）
- ・認定要件の緩和
- ・PST要件について、次のとおり改正  
 (改正前) 相対的基準（総収入における寄附金の割合が1／5以上）  
 (改正後) 相対的基準に加え、絶対的基準（3,000円以上の寄附が年平均100人以上）
- ・その他、非公益性、事業内容の適正性、運営組織の適正性、情報公開等の認定要件有り。

#### ②仮認定制度の導入

- ・仮認定については、PST要件が免除、その他要件は認定と同じ。
- ・有効期間は3年間で、設立後5年以内の団体で1階限り仮認定を受けられる。
- ・経過措置で、法の施行後3年間は設立後5年以上の法人も対象となる。

#### ③都道府県条例の個別指定による個人住民税の寄附金税額控除

- ・地方公共団体（都道府県、市町村）が条例で個人住民税の寄附金税額控除を対象として個別に指定したNPO法人については、認定におけるPST要件を満たしたものと取り扱う。
- ・その他の要件については、この委員会で議論いただきたい。

#### ◆参考資料3及び4◆

- ・神奈川県ではパブリックコメントを実施、現在取りまとめ中、個別指定条例制定は早くて来年度中と聞いているところ。
- ・三重県では9月にパブリックコメントを実施、しかし、県だけが先行するのではなく市町村と一緒に条例を制定してはどうかということ意見があり、現在、条例制定の作業が止まっているところ。

#### ◆資料7◆

- ・当面のスケジュールとして、2月頃2回目の委員会を開催し、3回目以降は来年3月～5月を予定。
- ・3回で終わらない場合は、引き続き継続していく予定なのでよろしくお願ひしたい由。

## 4. 検討事項（意見交換）

### [佐藤課長]

- ・条例個別指定は、道が（個別のNPO法人を）条例で指定した場合、そのNPO法人に寄付した者の道税が控除の対象となり、さらにNPO法人が認定を受ける際のPST要件が免除される制度。
- ・制度化に向けて、どういう要件で、どういう分野を指定するか等、議論いただきたい。

### (笹山委員長)

- ・それでは議題の方に入りますが、まずは、何でも構わないと思いますので、意見をお願いします。まとめは、次回以降かと思ひますのでよろしくお願ひします。

### (三膳委員)

- ・平成16年に道内で最初に認定を受けた。
- ・札幌国税局が管轄で、NPO法人側も国税庁側も初めてということで提出資料以外に参考資料をたくさん求められて大変だった。
- ・平成16年に認定を受ける前に一度申請を見送ったことがある。平成14年度に会費3,000円以上という決まりがあり、当時1,000円の会費だったので、申請を見送ったことがある。当時は認定のメリットが全く見えなかった。
- ・その後更新は2年ごとで、毎年のように更新資料を提出するのが大変だった。現在5年更新になったが、過去5年さかのぼってちゃんとした会計書類を提出できるか不安に思っている。
- ・今回の改正で緩和されるのはいいことだが、先に苦勞して認定を取った側からすると、認定NPO法人がいっぱいになってしまうのはちょっと癪な気持ちもある。

### (小林委員)

- ・今回の委員会で、現実どこまで決めるのかが分からない。寄付した住民税の控除にかかる個別指定の制度をどうするかということとか、もっと大きな枠組みで、NPO法や税制改正に係る認証・認定事務全般について議論するのか。

### [佐藤課長]

- ・議題4「検討事項」関連とある内容が検討いただきたい事項で、1つは、北海道が制定する個別指条例について、どのようなNPOを対象とするか。2点目は、どのような仕組みとすべきか、この2点です。

### (小林委員)

- ・ 4号指定ということで住民税の減免についてであるが、個別指定する場合、道も札幌市もその他の市町村もやるということであれば、平成23年の税制改正でスタートしているから、今でもすぐに条例を作れば出来るのではないか。来年の4月まで待つまでもなく。
- ・ 委員会のスケジュールを見ると悠長な感じがする。道内市町村について、市町村独自で行おうという動きもあると思うが、どう把握しているのか。

**[帰来主幹]**

- ・ 個別指定について、市町村からの照会はある。
- ・ すぐに個別指定条例を作るということは技術的にできるが、先ほど説明した仮認定制度があり、個別指定の条例を作っても認定NPO法人の要件が満たされなければ個別指定の住民税控除だけということになる。
- ・ PST要件が免除される仮認定となれば、住民税控除のほか所得税控除も受けられるので、制度的には（個別指定よりも）団体に有利。
- ・ 仮認定は3年間有効な制度であることから、個別指定については慎重に検討していきたいと考えている。

**[佐藤課長]**

- ・ 仮認定の制度は3年間あり、各県や市町村においてそれぞれの判断で都道府県税なり市町村税なりを軽減する仕組みと税の認定制度を結びつけるように今年6月に成立したばかりなので、それぞれの都道府県、市町村でいろんな議論があるだろうから、3年間の間に各界各層の幅広い議論を踏まえて、それぞれの地域の実情にあった理想的な制度を作るという趣旨であろうと理解しており、腰を据えてやろうという考え。
- ・ 三重県の場合は、早くやろうとしたが市町村から県ばかり先走らないようにということでブレーキがかかり、神奈川県は法改正前からかなり早く検討が進められていたが、全国的にはどこの県もまずどうやってやろうかと知恵を絞りはじめたところ。

**(笹山委員長)**

- ・ 私の理解は、あまねくNPO法人を指定するのか、それともある程度制限をするのか、制限をする場合はどういう基準で対象NPOを決めようというのかという議論なのかなと思っている。

**(小林委員)**

- ・ 仮認定は所得税とか法人税とかの関係で、個別指定は住民税の話なので、まず仮認定をして、それから個別指定を検討しますというのは趣旨が違うのではないかと。

**[山崎主査]**

- ・ 仮認定の制度となると、北海道の条例では道税の分は寄附の住民税控除の対象となります。
- ・ 市町村については個別に条例を定めているので、各市町村の状況による。

**(五十嵐委員)**

- ・ 質問ですが、仮認定を受けると仮認定の期間中に要件を満たすような活動をすることで、認定NPOになるための期間ということでしょうか。

**[佐藤課長]**

- ・ 基本的にそのとおり。

**(五十嵐委員)**

- ・ その認定の要件を条例ができると、PSTがいない条件が決まるので、それに適合する仮認定法人もあるということか。

**[佐藤課長]**

- ・ 大原則はPSTが必要だということだが、3年間は仮認定制度で寄附を集める活動をしていただき、実際に寄附が集まればPSTをクリアするでしょうから、3年間の間頑張って寄附金を集めてPST要件を満たすようにして本認定を取りやすくするというのが大原則であるが、それはそれとして、PST要件に達していなくても北海道や市町村が条例でこういう部分は指定するというNPO法人は、PST要件をクリアしなくてもいいということである。

**(五十嵐委員)**

- ・ 三膳委員の話では当初はメリットが見えなかったということだが、企業が認定NPO法人に対して寄附をしたら控除を受けられるというメリットを感じたということか。

**(三膳委員)**

- ・ （当団体の活動分野が）環境分野であり、近年、環境に対する企業側の意識が高くなったこと等もあり、

継続的な寄附となってきた。

- ・ 今、当法人が認定をはずされたら大変だと思う。それくらい社会的に（認定NPO法人が）認知されてきた。企業側も環境の団体と一緒に活動しているというメリットがある。
- ・ 最初は企業の方の会員が他の企業をどんどんつなげてくれ法人の方が多かったが、個人の方は認識が低かった。しかし、最近は個人が寄附をしてくれるのが増え、認定NPOというのが認証されてきたと感じている。今は企業より個人の方が早いし、見える形で寄附をいただいている。

〔五十嵐委員〕

- ・ 福祉関係のNPOなど地域に根ざして地域密着であることでその地域の人たちが寄附をして活性化するのはないかということが考えられるが、今認証NPO法人がこれだけあって、現に活動されている方々がメリットとして考えられると思っているかどうか、どう考えているかといったようなことを調査したものはないのか。

〔佐藤課長〕

- ・ 今現在はありません。
- ・ 先ほどの資料のとおり認定をクリアした法人が1,709のうちわずか7で、要件が厳しいということもあるが、そこまで意識がっていないNPOの数が圧倒的に多いのが現状かと思う。これが動き出せばそういった意識がそういう意識も増えてくるのではないか。
- ・ 仕組みの中に取り込んで政策的にアピールするという選択肢もあるし、政策を決める段階でニーズを調査する必要があるとこの委員会の中でそういう方向になれば、必要なアンケート調査や場合によっては委員の現地調査などの選択肢もある。

〔五十嵐委員〕

- ・ NPOに意識を持ってもらうためにも、何かアクションを起こすことも考えたらよろしいのではないかと。

〔浜田委員〕

- ・ くださった言い方をすると、道税を減免するための条例をこれから作りたいと、そのための基準をこの場で相談し、難しい条文の作文は報告書に基づいて事務方で作らざるを得ないけれど、その前にパブリックコメントもやって、そして広く意見を聴いて議会にかけていくと、作業的にはそれが必要なプロセスだと思うし、着実にまとめていく方法だと思う。
- ・ 認定とか認証とか指定とかいう言葉がたくさんあって混乱するようだが、法人税とか所得税の減免は、認定ということ法律で決められており、この基準は一定のもので、国税局に書類を出していたものが、今後は道が作業するので、国から道に窓口が変わったというのが一つだと思う。
- ・ その認定の基準というのはここでの議論ではない。
- ・ 認証されれば誰でもNPO法人になるわけで、条例指定の道税を減免するということが、「道税だけあるいは市町村税だけ減免されるというのは混乱も来してくるのではないかと」という論点については、市と道というのとは一体でなければならぬが、道が市町村の基準にまで口を出すのはいかがなものか、北海道一律ではないというようなことが考えの中にあるのかなど詮索している。
- ・ 法律自体はNPOの成長という点が、新しい公共という言葉も使われているように目的だと思うが、今回の条例もやはり（目的は）「北海道の」ということだと思う。
- ・ ここで、神奈川県とか他県と全く同じものを作ってしまうと、せっかく法律で決められて、認定までいかななくても地方税を減免してNPOを育てる工夫をそれぞれ考えてくれということなので、どれだけ北海道の課題とか大変さというのをこの中（条例）に盛り込むか、北海道らしい条例を作って、北海道がかかえている課題を表すか。
- ・ 冒頭、北海道のNPOの現状ということで数字だけ教えていただいたが、数字だけではなくて、北海道の課題って何だろうということ、行政としてNPOを見ているのに加えて、実際活動されている方とか支援している方とかの意見で肉付けしていくなどして、また北海道は地理的に広いので、（NPO法人数が）市町村や総合振興局管内によってばらつきがある点も踏まえ、どういう課題を道庁が条例に反映すべきなのかを聞きたい。
- ・ それから、（NPO法人の認証事務を）権限移譲している市町村もあれば、NPOが0の市町村もあり、基礎自治体の力の濃淡があるので、ざっくりした北海道標準として道が作ってあとは市町村まかせというやり方では、市町村がちゃんと工夫をしないうちに落とし込んでいく一つのサジェスションみたいなものが道の条例に見られるのではないかと危惧がある。
- ・ 面倒くさいと思うと道の条例に類似したものを市町村で作ってしまう可能性が高いと思うので、そうす

ると本来の趣旨が得られないのではないかと思いますので、目的意識を持ってご相談したい。

- ・ 問題意識みたいなもの、こんな問題があるとか、あんな問題があるとか、こういう認識を持っているのだというのは行政としてないのか。

[佐藤課長]

- ・ 今日はこちらまで一気に議論が進むとは予想していなかった。
- ・ まず、法改正や背景についてご理解いただいて、皆様の発言を踏まえて、こういう点について調査が必要だとか詳しく聞きたいというものを次回までに我々が調べ委員の皆さんにお知らせし、それを踏まえ引き続き議論をお願いするというイメージでいたところ。

(浜田委員)

- ・ 是非数字だけじゃなくて、分析や課題みたいなものをお聞きしたい。

(小林委員)

- ・ 北海道NPOサポートセンターでは、新しい公共支援事業を受託しており、NPO等基盤強化事業において年間事業規模が1,000万円以上のNPOを対象にアンケート調査しまとめているところで、どう希望があるかとかどの程度認定NPO法人の意識があるかなど調査している。このデータを事務局の方にお知らせしてこの委員会にも出していただくことができる。
- ・ また、独自に調査しているものとして北海道内のNPO法人のうち有効回答で961しかサンプルが取れていないが、借入金を除く収入総額が一昨年度で214億7,000万円くらい、そのうち寄附金が4億8,700万円で、1団体当たりの寄附金は平均で50万7,000円くらい、収入総額2,234万円くらいの規模である。
- ・ また、各市町村が市町村税条例でNPO法人に対して法人住民税を減免している状況は、個別条例による減免規定があるところが13市、73町村、条例はないが運用で行っているところは17市、28町村、未だに措置を講じていないのが5市、44町村ある。減免措置をしていない市町村にはNPOがない場合もあって一概には言えないが、北海道NPOサポートセンターとしては、個別に減免措置について市町村にお願いしているところ。

(武岡委員)

- ・ 認定NPO法人になると、個人からの寄附について、一般のNPO法人では受けられない住民税の控除が受けられるということだが、認定NPO法人に対する寄附金が法人からなのか個人からなのか内訳は聞いているのか。
- ・ 今回の法改正の趣旨は個人からの寄附を増やしたいということだと思うので、既存の認定NPO法人が認定されてから個人の寄附が増えたのかどうか知りたい。

(小林委員)

- ・ 今回の法改正の趣旨は、必ずしも個人からの寄附を増やそうというのではなくて、法人からの寄附も含めて、法人税も損金算入額の枠が拡大している。個人についても所得控除や税額控除により有利になった。

(浜田委員)

- ・ 今道が作ろうとしている条例については、個人の地方税を減免しようとするもの。
- ・ 法人は、大企業だと100万円寄附するとなると、150万~170万円払うのと同じこと。

(武岡委員)

- ・ 市町村に認証事務を移譲しているが、これはあくまで手を挙げた市町村に移譲しているのか。

[帰来主幹]

- ・ そうです。市町村の体制もあるので、できるところは手を挙げてきているが、職員の人数とかがあつて、手を挙げてきていない。道としては引き続き声をかけている。

(浜田委員)

- ・ 市町村への権限移譲はいろんなものがあつて、検討しなければならないので、一概に市町村が消極的だとか、道が消極的だとかいうことはできない。

(小林委員)

- ・ 権限移譲市町村に認定事務も移譲することを考えているのか。

[帰来主幹]

- ・ 今のところは考えていない。逆に認定団体が出来ると認証と認定と2つの所管になるので、その団体だけ個別に道の方に引き上げなければならないかなどの選択肢もある。

(小林委員)

- ・ 札幌市が4号指定をどうするかについて、横にらみするつもりか。

[帰来主幹]

- ・ 一番多い団体数を持つことになるので、札幌市とも話をしていかなければならない。

[佐藤課長]

- ・ 札幌市も我々の動きを見ているところで、お互いに連絡を取り合っている。

(笹山委員長)

- ・ 寄附金を集めることはNPOにとって必要不可欠なことかもしれないが、これは、自分の懐に入っているものを社会に資金を還元するというので、決して課税回避行為だとかそういうようなことになってもらっては趣旨が変わってくる。
- ・ すべからくNPO法人がすばらしいものだとは私自身思っていない。なぜ優遇するのかという意見が必ずあると思う。
- ・ その中で、この委員会でこういう考え方でこうまとめました、だからそれは地域貢献社会貢献に資する条例ですという形に最終的に持っていかなければいけない。
- ・ 今回のようなNPO法人を対象とすべきか、そのNPO法人を決める仕組みはどうかというような視点での議論をこれから次回、三回目に行っていきたい。

(五十嵐委員)

- ・ 地域貢献というのも重要なファクターであるが、今回税の配分の仕方を見直すのだという考え方も出てきて、しかもそれが国、都道府県、もっと身近な市町村レベルまでになっている。
- ・ そうすると、寄附行為が巡り巡って税収が減少するかもしれないけれども、事業が活発になってそれで税収も上がって地域でいろんな波及効果ができる。それが地域で多様な活動が生まれるとか、地域の経済を押し上げていくんだという理屈を我々として持っていないといけないのかなと思う。
- ・ 単純にいいことやっているから寄附をというだけの側面ではないのかなという気がしている。

(笹山委員長)

- ・ NPOの解散数も結構な数だが、解散理由というのはどういった理由か。

[佐藤課長]

- ・ 疑問の点、ご意見等あればこの機会にいただいて、細かなものやすぐ答えられるものはメールで回答するか、まとめが必要なものは次回委員会までにまとめて改めて報告する形にする。

(小林委員)

- ・ 委員長のご質問の解散の理由について、統計的に取ったことはないが、活動組織が衰弱して活動不能になる例が多いのではないかと。
- ・ 解散届けをきちんと出す団体はいいが、有効に事業報告書を道に提出しているのは7割程度、約300団体は解散予備軍と思われる団体で、一番だらしのない団体は道の方で認証取消を70くらい行っている。まじめにやってなくて報告書を3年出さないと認証取消の対象となる。

(浜田委員)

- ・ 今回のテーマは税だけだが、何か他に条例にNPO育成条例などといって他の支援措置などを入れ込んでいくような考えはないのか。
- ・ 本来は体系的に何か支援をする内容にすると、知事もNPOへの期待は大きいから、よそとは違った一歩進んだ形のPR出来るのではないかと思う。

[伊藤局長]

- ・ そのようなことは我々も思っているが、今回は税に関するご議論をいただきたいということで、3回か、4回か、5回になるのか分からないが、いずれにしても最終回くらいにフリーディスカッション的なイメージで、今お話いただいたようなことを皆さんからご意見いただきたい。

(浜田委員)

- ・ NPO支援条例というのを仮に作ろうと思ったら、この税のときに、支援メニューみたいなものを抱き合わせでやると、よしやろうというNPOへのPR効果は高いのではないかと。

(小林委員)

- ・ 北海道市民活動促進条例が、10年前にできた条例があるが、理念条例と道立市民活動促進センターの設置条例とくっついたものだが、全然見直されていない。札幌市は市民まちづくり条例があって、それに基づいてサポートほっと基金というNPOを支援する制度が作られている。

- ・ 北海道はお金ないことは分かっているので、お金がかかることをやって欲しいと思わないが、自助努力するのを後押ししてくれるような条例にさせていただいて、道立市民活動促進センターと切り離してやっていただければいいかなと思う。

**(三膳委員)**

- ・ 北海道は広く、NPO団体も各地域で頑張っている。税の優遇については立ち上げた段階で求めているわけではない。
- ・ ほとんどが札幌中心で、NPOの情報を求めたり、国税に来るのも大変である。
- ・ 地域の北海道ならではの広さを見た北海道独自の条例を作りたい。

**(小林委員)**

- ・ この前、根室、オホーツク、宗谷、留萌の振興局、総合振興局のある市に行ってきた。それぞれまちの規模は同じくらい。
- ・ (NPO法人数は) 根室のNPOが「0」、網走は「19」、宗谷が「12」、留萌が「12」である。
- ・ NPO法人の無い市は歌志内市と根室市だけだが、今、根室市役所から相談が来ているところだ。
- ・ 市長や行政機関(役場)がしっかりしているところは何かインセンティブを付けて地域の活性を図り、NPO法人も多い。
- ・ (例示した市は) どこも振興局があり港町。同じ様な条件で、なぜ差がつくのか考えてみたが、市長や行政がしっかりしているところあるいは行政が何も出来ないところはNPOが増えるが、行政が中途半端なところはNPOが増えないという状況だ。

**(笹山委員長)**

- ・ NPO法人は生活に密着して地域を支えているという面もあり、一方で社会的企業というのがはやっており人気のある企業だが、経理的な側面をみるとNPO法人の中には経理が出来ていないところが結構ある。
- ・ また、一般社団法人の設立もはやりだが、3名で設立できるというのを利用するという人間が結構ある。
- ・ そういったバランスを考えながら、この問題を考えなければならないのかなと思う。皆様のご意見がある程度期限を決めて集約し、フィードバックするという感じで作業を進めたい。

**(小林委員)**

- ・ 拙速にやれということではないが、次回2月ということではなくて、できれば早めにやってほしい。

(以上)